

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和二年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和二年九月十四日

2 登録番号

三十七

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

三次食糧企業組合

2 代表者の氏名

片岡 安正

3 主たる事務所の所在地

三次市島敷町九二三番地

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う種類
片岡 宏文	三次市島敷町九三五番六号	玄米